

# 仕 様 書

## 1 名称

地域安全対策事業用 青色防犯パトロール車両の道路運送車両法第 62 条に規定する継続検査（車検）及び整備（タイヤ交換等）並びに必要事務の代行等

## 2 車検対象車

自動車の種別	車名	型式	原動機の形式	燃料の種類
軽自動車	三菱	ZAA—HA3W	Y4F1	電気

## 3 内容

### (1) 道路運送車両法第 62 条に規定する継続検査（車検）及び部品交換等整備

- ア 法定 24 か月点検
- イ 保安確認部位検査
- ウ MUT-2 による電子制御システム診断
- エ ブレーキ調整
- オ ブレーキフルード交換
- カ ブレーキクリーニング
- キ フロント・リアワイパーゴム交換
- ク エアコンフィルター交換
- ケ バッテリー交換
- コ 左右フロントタイヤ交換

### (2) 検査登録申請等の当該車検に係る必要な事務の代行

### (3) 自動車損害賠償保障法に規定する責任保険に関する事務

・24 か月。ただし、保険期間の始期は、現契約保険期間の終期からとする。

### (4) (3)の保険料及び自動車重量税の支払い代行

#### 【特記事項】

※自動車重量税(印紙代)及び(3)の保険料については、本契約金額に含めない。

※自動車重量税(印紙代)及び(3)の保険料は、別途支給する。

※次の車検及び整備に関する費用については、すべて本契約金額に含むものとする。

- ・(1)の点検整備等に係る費用
- ・(2)及び(4)の代行手数料及び検査登録申請手数料(印紙代)

## 4 履行期限

令和 8 年 8 月 1 0 日（月）

## 5 履行場所

東成区役所 大阪市東成区大今里西 2 丁目 8 番 4 号

## 6 その他

(1) 当区役所で当該車両を引き取った上、整備工場に運搬し、点検・整備を行い、点検・整備を終えた後、当区役所へ当該車両を納車すること。ただし、当区役所が実施している青色防犯パトロールへの支障等の都合により、本市職員が整備工場に持ち込み、点検・整備後、引き取る場合もある。

(2) 車検日及び(1)について、当区役所担当者と調整し、決めること。

## 7 事業担当

〒537-8501 大阪市東成区大今里西 2 丁目 8 番 4 号

東成区役所 市民協働課 沼口・春田 (TEL : 06-6977-9734 FAX : 06-6972-2738)